

第 17 回 MoF・NGO 定期協議議事録

日時：2001 年 12 月 21 日（金）14：00-18：00

場所：財務省第 3 特別会議室

議題：

1.財務省からの報告

1-1.IMF・世銀合同開発委員会 / IDA 第 13 次増資交渉

2.NGO からの議題

2-1.JBIC 環境ガイドラインのパブリックコメントについて

2-2.アフガニスタン復興支援政策に関し（ADB）

2-3.ADB の Operations Manual（OM）の改定について

1 サムットプラカン汚水処理プロジェクト（タイ、ADB・JBIC）

2 パプアニューギニア向け構造調整政策（WB、JBIC）

3.プロジェクトに関する情報交換

3-1.サハリン II ・フェーズ II 石油開発案件（EBRD、JBIC）

3-2.セボンプロジェクトへの融資問題（IFC）

3-3.JBIC の国際金融業務への関与のタイミング ～ヒンクルート石炭火力発電所～

3-4.ソンドゥ・ミリウ水力発電プロジェクト（ケニア）

出席者（順不同、敬省略）：

【財務省国際局】

開発機関課：丸山（課長） 門間（企画官） 目黒（課長補佐） 小林（課長補佐） 日向（課長補佐）
佐藤（アジア開発銀行担当） 高槻（世界銀行） 齋内（IFC・MIGA 担当）

開発政策課：馬場

開発金融課：山崎（課長）

【NGO】

岡崎、松本郁子（地球の友ジャパン） 福田、松本悟（メコンウォッチ） 熊岡（JANIC） 高橋（日本国際ボランティアセンター） 川上（オックスファム・インターナショナル・日本連絡事務所） 片山（ワールド・ビジョン・ジャパン） 神田（ODA 改革ネットワーク） 神崎（ADB 福岡 NGO フォーラム） 石田、マッキントッシュ、足立、倉戸、杉田、竹内（以上、「環境・持続社会」研究センター）

配付資料：

【財務省】

・ IMF・世銀合同開発委員会、IDA 第 13 次増資交渉の報告（国際局開発機関課 2001.12.21）

【NGO】

・ Oxfam プレス・リリース（Oxfam International 2001.11.27）

- ・ アフガニスタン復興支援について（日本国際ボランティアセンター、Oxfam International、2001.12.21）
- ・ サムットプラカン・プロジェクトのインスペクションを巡って、政策：ADB のインスペクションを巡って（メコンウォッチ、2001.12.20）
- ・ セボンプロジェクトへの融資問題（メコンウォッチ、2001.12.21）
- ・ PNG 向け SAP Loan について- NGO の状況（地球の友ジャパン、2001.12.21）
- ・ World Bank Inspection Panel Request for Inspection（地球の友ジャパン）
- ・ サハリン II・PhaseII に対する EBRD 及び JBIC からの融資について（地球の友ジャパン、2001.12.21）
- ・ ケニア、ソンドミリウ水力発電事業（地球の友ジャパン、2001.12.21）

1. 財務省からの報告

1-1. IMF（国際通貨基金）世銀合同開発委員会 / IDA（国際開発協会）第 13 次増資交渉

MoF 丸山：

IDA 増資は話がまとまっていないので、世銀 IMF 合同開発委員会に関して重点的にご報告する。開発委員会は 9 月末にワシントンで開催される予定だったがテロのため延期され、11 月 17 日、18 日の両日にカナダのオタワで開催された。出席国は 11 カ国であった。まず IMF の国際通貨委員会があり、その後世銀 IMF 合同開発委員会が開かれた。議題のポイントは、1) 一連のテロ事件により、世界と世界経済に対し、どのような影響があるのか、2) それに対し、世銀グループとしてはどのように対処していくのかである。

1 つめの議題について、合同開発委員会はこの事件により途上国における貧困状況がさらに悪化したと考えている。それには、貿易がうまくいかなかった、観光を主たる産業とするカリブ海の国などに観光客が来なくなったなど、様々な要素がある。そのような事態を認識し、それに対してきちんと対処することで全員が合意した。

2 つめの議題について、国や地域によって事件から影響が異なると考えられるのできめ細かく対処しなければならない。そのためには、世銀は追加的な資金譲与も検討するとの認識ではある。しかし、テロ事件のためだけに株主が追加出資するほどのものではないとしているが、いずれにせよ IDA 支援の重要性に鑑み、IDA13 次増資は重要であるとしている。それから、資金洗浄、テロリストへの資金供給について、我々を含めた世界各国が足並みを揃えて対応しなければならない。先進国だけでなく、途上国におけるガバナンス、たとえば調達や財務管理システムの強化を通じて対応することが重要なのではないかと結論であった。

今回は開催期間が短かったが、途上国と先進国が一致して対応しなければならないと、建設的な議論ができたと思う。

もう 1 点は、メキシコのモンテレーで来年 3 月に開催される国連開発資金会議の話である。開発目標をどのように達成するか等について話す。合同開発委としては現状のシステムを根本から変えることになるので困るとの意識を持っている。国連が世銀や IMF などのプレトン・ウッズ機関に対してすべきこ

とを指示するような枠組みができるのではないかとの懸念があったが、コミュニケのドラフトではそのような心配はなく、開発目標達成のために建設的な議論をしようとの姿勢が各国の発言から伺えた。

HIPCs (重債務最貧国) PRSP (貧困削減戦略ペーパー) については、コミュニケをお読みいただきたい。

Education for all という教育の充実に向けた目標に関し、米国やユネスコから働きかけがあったことから、コミュニケでは教育にも言及されている。ただ、目標実現のために具体的にどのように資金を確保するかはまだ充分議論されていない。

これらについては、合同開発委員会の議長から、国連開発資金会議の議長に伝えられる。

IDA については、更なる協議が必要だとして完全合意には至らなかった。そのポイントは、「Chairman's Summary」にあるように、IDA におけるグラント資金の範囲についてである。IDA のグラントの規模や役割について合意に至らなかった。各国はこれまで融資を前提として出資してきた。日本政府としても、融資機関としての IDA の役割は現状のままの方が良いと考える。グラントを量的に大幅に増やすことで質的に変換することは好ましくない。この点に関し決着をみなかったので、来年 2 月頃に再度協議が行われる予定である。7 月に IDA の次年度が始まるので、12 月に合意したかった。なお、増資は合意後国会を通さなくてはならないので、2 月に合意すれば立法手続きに入ることは可能である。合意されたら皆さんにもお伝える。

松本悟 :

国連開発資金会議のコミュニケの 5 項目に二国間と多国間の援助手続きの調和化 (Harmonization) と書かれている。これについて、日本政府内での議論や調整は積極的になされているのか。つまり、現在日本政府として調和化をサポートする形になってきているのか。

MoF 丸山 :

世銀等の国際機関間の調和化と、二国間援助ドナーについての調和化とは、若干濃淡がある。国際機関間の場合、調達手続きや環境のガイドラインなど積極的に進められている。調和化させることで、援助受入れ側の負担が軽減される。

一方、二国間についての調和化に関しても、OECD (経済協力開発機構) の DAC (開発援助委員会) で議論されており、少しずつ話が進みつつある。外務省と財務省間の手続きの調和化についての協議もスムーズに、しかも前向きに進んでいる。

神田 :

国連開発資金会議に関するコミュニケの 3 つめのポイントに、WTO (世界貿易機関) 新ラウンド開始を歓迎、投資規制の改善や障害の除去等を図ることが重要とある。具体的な手段として、ドーハで先送りになった投資に関する協定づくりを促進するとの議論か。あるいは、IMF がそのような役割を果たすということか。

また、日本政府が ODA (政府開発援助) を縮小する方向にあるなか、コミュニケには ODA 拡充の話が出ている。これに対し、日本政府はどのような対応を考えているのか。

MoF 丸山 :

詰めた議論をしていないためわからないが、私は投資協定をつくるのもひとつの方法であると理解している。

ODA 拡充の重要性については、全体としてはその通りである。ただ、日本の場合、日本の国内経済の現状からこれまでのようなペースではできない、ODA はある程度削減していかざるをえないことを様々な場において言っている。それでよいのかとの議論もあると思うが、縮小について各国の理解を得られていると思う。

松本悟：

IDA のグラントの話は、米国のメルツァー報告が現実の国際交渉において出てきたとの理解でよいと思う。日本政府としては世銀は融資機関のほうが良いと考えているのか。

MoF 丸山：

他国の政権の話なのであくまで推測だが、必ずしもメルツァー報告からストレートに出てきたわけではないと思う。ブッシュ大統領の教育の話からグラントとの考えが出てきたのでは。

日本政府の立場は、IDA は基本的に融資機関であり、多少のフレキシビリティはあっても、機関の性格を根本的には変えるべきではないとの立場である。

2. NGO からの議題

2-1. JBIC (国際協力銀行) 環境ガイドラインのパブリック・コメントについて

松本郁：

フォローアップ委員会が始まり、来週から2ヶ月間パブリック・コメントに附される。まず、ガイドラインについて、国内だけでなく、主要借入国 NGO とも意見交換していただきたい。

それから、コメントがどのように生かされ、また生かされていないのかを明らかにしていただきたい。世銀ではコメント募集後、それについての説明が示される。これまでの研究会の透明なプロセスから考えると、きちんと対策がとられてしかるべきである。また、最終的な案をまとめるにあたって、パブリック・コメント以降に説明、意見交換の場が行われるべきではないか。

MoF 門間：

私も JBIC 環境ガイドラインの研究会に参加しており、そこで関係者の皆様から積極的に意見をいただいていることをありがたいと思っている。

借入国 NGO に対する説明の機会は重要だと思う。透明できちんとしたプロセスを踏みたいと考え、JBIC に働きかけているところである。日本語より時期は遅れるが、英文を作成、途上国政府に配布、あるいは現地の JBIC の支店に備え置き要望があれば渡す、またウェブでどこからでもアクセスできるようにすることも検討していただいている。現地での説明会には説明できる人が行かなければ意味がないため、人的な点から検討中であり、JBIC と調整していきたい。説明会については留保させていただきたい。

また、パブリック・コメントに関し、1月中旬以降関心のある方に説明の場を設ける方向で JBIC は検討中である。今のところ東京での開催を考えているが、ご要望があれば地方で行うことも検討したい。コメント受付終了後、ガイドラインができるまでの期間も、透明なプロセスで進めるべきだと考えてい

る。どのようなコメントをいただき、それに対し JBIC はどのように考えるのかなどの議論を行う説明会を開くよう働きかけたい。最終的にガイドラインができた後、どのようなコメントがあり、JBIC はどのような考え方にに基づきそのようなガイドラインにしたのかを公表することも含め検討したい。

神田：

12月9日にJBICの方9名に関西に来ていただき、NGO・JBIC 定期協議の関西版を開催した。NGO側の参加者は40名程で、政策議題4点について集中的に議論を行った。最も関心が高かったのが環境ガイドラインに関してであり、今回の策定プロセスに対するNGOの評価も高かった。一方、それが今後も担保されるのか、透明で開かれたプロセスを担保するためにはどのようにすればよいのかとの議論になった。そして、パブリック・コメントという一方通行の方法では難しいであろう。そこで、公聴会や公開ヒアリングなどの場をぜひ設け、その場で出たコメントに対し、それはどのように問題なのか、どのような観点で受け入れ難いかとの議論を行い、それを公開する必要があるのではないか。パブリック・コメントの主立つものに対しては検討するとのお答えをいただいているが、様々な場でそれを行うべきではないか。そうすることでより透明性が増すとの議論になった。JBICの定期協議の関西版には、東京まで議論に行くことはできないが、そちらから来ていただけるならいくらでも議論したいという人も多い。これは、財務省定期協議でも考慮していただきたい。公聴会、公開ヒアリングに対する潜在的なニーズは各地であると思う。ぜひ関西やその他の地域の足を運んでいただきたい。そして、それらの様々なプロセスを公開していくことで、今後どのような手順でガイドラインが決まっていくかに収斂していくかと思う。

もう一点は、環境ガイドラインの社会的側面についてである。人権や立ち退き、少数民族、先住民族などについては若干盛り込まれている。しかし、それでは不十分だろうとの議論である。これは今日ここで議論するテーマではないが、これに関しても別途ガイドラインが必要ではないかとの議論になっていることを報告も兼ねコメントとして加えておく。

MoF 門問：

1点目について、JBICも東京以外で開催することを検討している。具体的な場所、時期については今後検討させていただくので、要望があればおっしゃっていただきたい。

社会的側面については、環境ガイドラインに係わる研究会でも議論している。それも踏まえて今後検討していきたい。

2-2. アフガニスタン復興支援政策に関し (ADB)

高橋：

NGO支援ではなく、全体の枠組みについて質問したい。

まずアフガニスタン復興に対する日本政府の考え方、政策についてである。復興の枠組みは、UNDP(国連開発計画)、国連、世銀、ADB(アジア開発銀行)が主導的役割を担うと聞いている。また、二国間支援もある。そのようななか、マルチとバイの関係に関し、財務省と外務省間でどのように調整が行われているのか。また、支援金額の目途が立っているのであればそれも教えていただきたい。

2点目は、ADBのホームページからの情報だが、2002年1月2日から15日にかけてUNDPが主体とな

って行われるニーズ・アセスメントのミッションに ADB から 1 人入っているとのことだ。また、報告書のドラフティングが 1 月 5 日から 15 日に行われると聞いている。このドラフトは 1 月中旬の復興閣僚会議の叩き台になるかと思うが、その過程で NGO やアフガニスタン住民の声をフィードバックするコンサルテーション・プロセスを考えていらっしゃるか。

3 点目は、アフガニスタンは軍閥がすでに起こっており、いろいろな意味で治安問題が大きな鍵になるかと思う。知る限り、財務省内でも意見が分かれているとのことだが、援助を安全に行うだけでなく、支援を投入することが治安状況を悪化させる可能性もある。治安維持と人権保障を重要なコンポーネントとし、ぜひ日本政府として復興会議でメッセージを送っていただきたいとの意味も含め、治安と支援との関係についてどのように考えているか。

大きな枠組みの 2 点目は、アフガニスタンに対する ADB からの融資再開についてである。12 月 6 日付けの共同通信ニュースでは、ADB が 1979 年以降凍結していた融資を今回再開するとのことだ。恐らく ADF (アジア開発基金) だと思うが、それはいつ頃か。また、アフガニスタン暫定政権が 2001 年 12 月 22 日に発足するが、安定した政権の確立、財政基盤の確保に相当時間がかかること、返済のことも含め、融資の再開をどのように考えているのか。1998 年に OECD が紛争と開発のガイドラインを設けた。援助が紛争を助長しないためのガイドラインを設けることが大きな議論になっている。世銀、ADB にはどのような内容のガイドラインがあるのか、またないならばどのようなガイドラインを考えていたのか。

債務について、私たちの情報だと ADB に対し約 2900 万ドル、世銀に対し約 7500 万ドルの債務があるという。ロシアの 54 億ドルに比べると大した額ではないが、アフガニスタン復興を考えると帳消しもあり得るのでは。正確な債務額を教えていただきたい。また、帳消しの可能性についてこれまでの会議でどのような話し合いが行われ、今後、特に 1 月の復興閣僚会議でどのような見解を示すべきだと考えているか。

最後に、私たちの大きな懸念の 1 つとして、次回の復興会議を 2002 年 1 月 21 日、22 日に開催するのは早すぎるのではないかということがある。国連や世銀からももう少し遅らせて欲しいとの要望が出ているとのことだ。ニーズ・アセスメントもまだ途中であるし、遅らせてもよいのでは。財務省としてはどのようにお考えか。

川上：

世銀と ADB が中心となってイスラマバードで 11 月 6 日に行われた会議において Oxfam 関係者がステイトメントを出した。内容は、まず復興会議の中で債務に関して議題として取り上げるべきということ。それから、ポンの会議を経て和平合意に向かうことを非常に歓迎するが、一方で復興会議における NGO の役割をどのように考えるのかということ。これらに関し、声明を出しているので参考にいただければと思う。

アフガニスタン復興支援国会合では、今後大量に入ってくる資金の透明性の確保と、そのコーディネーションについてかなり議論されている、またトラスト・ファンド (信託基金) という話もあると聞いて

いる。それに対し、NGO の声が反映されていないのではないかと懸念が若干出ていると聞いている。また、人権高等弁務官であるメアリー・ロビンソンさんのブリュッセル会合での話にもあったが、人権の視点から見て最も弱い立場にある女性や子どもの当事者性をどのように考えるのか。また、人道支援、開発、治安支援において、人権をどのように総合的に捉え踏み込んでいくのか。それから司法制度再建のための支援、つまりタリバンの捕虜など過去の人権侵害に対して国際社会としてのアピールが大切なのではないかとということなど、人権を重要なコンポーネントとし、財務省としてもぜひアピールしていただきたい。

MoF 丸山：

アフガニスタン復興支援の理念を申し上げると答えが自然と導き出される。ポスト・コンフリクト支援の場合、紛争が落ち着いた後すぐに必要となるのは食料援助や人道援助である。その援助をきちんと統括し効果的に分配する機関が必要ではあるが、これらは理念としては二国間の無償援助を中心として実施する。この人道援助が少しずつひいていく中で経済復興の話が出てくる。それは、基本的にマルチを軸にし、それにパイが加わっていくというイメージである。たとえば、農業基盤整備は、食糧が底をついているため、比較的早めに始めなければならない。しかし、人道援助の団体が一気に引き上げてしまい空白になるといけないので、うまく経済復興援助につながるような、またそれまでに受け皿となるような正統性のある統治機構ができ、資金がきちんと分配されるようなメカニズムをきちんとしていかななくてはならない。そのような意味でシームレス（資金や物資が時間差をおいてつなぎ目がないように分配されること）であることが必要である。ブリュッセルに集まった政府の方たちはそのようなことを念頭に置きながら議論している。まず、1 点目の質問に関して、外務省が考えている二国間援助はどちらかということ人道援助であり、日本政府としてできるだけの援助を行いたいと考えているようだ。そして、それはその後の復興支援をどのように実施していくかという視点を入れながらやっていかななくてはならない。両者は切っても切れない関係にあり、外務省と財務省の開発政策課との間で毎日のように意見交換、協議をしている。ニーズ・アセスメントを実施している最中なので、支援金額は決まっていないが、ブリュッセルのプレス・リリースによると、今後 2 年半で 20 から 30 億ドルになるだろうとのことである。ニーズ・アセスメントはさらにきめ細かく行わなければと私は思っている。それを急いで行えば 1 月の会合に間に合う。

開催時期については、この会議以降も続くことなので早すぎることはないと個人的には思っている。冬になり食糧が不足する可能性もあるため、緊急に開催する必要がある。

1 月の支援国会合は ADB、世銀、UNDP によるジョイントで、特に ADB と世銀が中心となっていく。そこでは NGO のフィードバックが当然のこととしてなされると思う。今後必要とされる 20 から 30 億ドルにも、現地やその他の地域での NGO とのコンサルテーションの結果が織り込まれている。それだけでは十分ではないとの意見もあると思うが、そのようなプロセスはすでに開始されており、ブリュッセルでの会合にも世界中の NGO が出席した。今後も NGO の意見、経験、情報などを積極的に取り込んでいくべきだと思う。まだ政府ができていないアフガンにおいて、資金がきちんと地方に行き渡るようにするには、NGO にも役割を分担していただき、活動が重複しないようにしなくてはならない。しかもそれは急いで行わなければならない。

3 点目の方針に関し、治安維持と人権保障は確かに大きな要素だと思う。具体的にどのようなメッセー

ジで、どのように実施するかは、財務省ではわからない。外務省と協議していただいた方が良いかと思う。

信託基金には、UNDP がパイのお金で効率的に人道援助を行うためのものもあれば、世銀やアジア銀をサポートするための資金の受け皿となるようなものもなるなど、様々な形が考えられる。現在はどの形が最も適しているかを議論しており、どのように収束するかはまだわからない。1月になり、ニーズ・アセスメントによってどのセクターでどの程度の金額がどの時期に必要なかが見えて来れば議論がまとまってくるのでは。

2点目のアジア銀の融資再開の話は全く聞いていない。2001年10月現在、アジア銀のアフガニスタンに対する貸付残高2900万ドルのうち1600万ドルが延滞である。それを解消しない限り新規融資はできない。安定した政権の確立と財政基盤の整理はその通りで、政権とその下の行政機構をうまく立ち上げるためには、つくるだけではなく政府に対するトレーニングも必要である。役所の建物をつくり、電話、コンピューターなどを取り付け、基礎的なトレーニングを実施する、そのための資金をどこが負担するのかということから議論を始めなければならない。つまり、アフガニスタンはアジア銀への返済を考える以前の段階にあるということ。アジア銀や世銀からの融資は、政府が立ち上がって後、その政府と相談することになる。今の融資の状況がどのようになっており、延滞がいくらで、それをどのように回収し、新しい返済につなげていくのか、セクター融資にするのか、あるいはプロジェクトを立ち上げるのかなど。世銀に対する債務は7500万ドルあり、そのうち2400万ドルが延滞となっている。つまり、世銀もアジア銀と状況は同じである。帳消しの可能性についての議論はほとんどされていない。これに手をつけると話が複雑になるので、何とか延滞債務を回収しながらできるだけ融資を早く再開できるように考えていくことになるのではないかと。

まだ戦闘が終わっておらず、ニーズ・アセスメントに行く人たちがNGOの身の安全を考えなくてはならない状況であり、全てが固まらない状況にある。

高橋：

戦闘が続いている状況で復興をどう捉えるか。両者を同時にできるとの意見、つまり復興を餌にすることである程度戦闘を抑えるという政治的な役割ができるのではないかと議論もある。一方で、復興支援が紛争を助長するとの意見もある。要はその見極めとガイドラインをどのように考えているのかが、大きな議論として重要なのではないかと考えている。世銀、ADBはそれをどのように考えているのか、またそれを受けて財務省と外務省はどのように意見を交わしていくのかを知りたい。

MoF 丸山：

指針はなく、ケース・バイ・ケースである。ボスニア・ヘルツェゴビナにはボスニア・ヘルツェゴビナ特有の、コソボにはコソボ特有の事情があるように、アフガンにはアフガン特有の事情があるため。復興をエサに、との議論は今のところ出てきていない。政治的、民族的な問題で行われているドンパチを、復興をエサに止めるのは無理だと思う。ドンパチがある程度止まってから復興に着手せざるを得ない。そもそもそのような交渉を誰と行えばよいかわからない。たとえば北部同盟と協議をしてもそこに資金が行くだけとなる可能性が高い。ある程度正統性のある機構ができ、資金や物資がそこを通じて分配されるメカニズムができなくては難しい。

高橋：

私もそのように思っている。政治、軍事的安定を第一に考えていただきたい。

MoF 丸山：

必要なところには人道支援がすでに少しずつ行われているが、水、食糧など今日明日の問題なので、ドンパチが終わり次第できるだけ早く大々的に実施するのではないか。同時に復興支援もできるだけ早く計画的に行う。

川上：

人権に関して、世銀理事との関係で、財務省もこの視点を常に持ち、理事会においてそのような議論が十分行われるようにしていただきたい。

MoF 丸山：

当然のことなので、我々からも伝えたい。

片山：

人道援助と開発の2つのステージをシームレスに行うことは大変重要だが、実際にはもう少し複雑であることを念頭におかれた方が良くと思う。一般の方に説明する時は我々もそのように説明しているが、実際には人道援助を行いながら開発を行う場合もある。

MoF 丸山：

そうだと思う。現地に行かなくてはわからないことはたくさんある。例えば、学校を造っても先生が足りないなど、あらゆるところで問題にぶち当たる。ましてや弾がとんで来るかもしれないところなので大変だと思う。

片山：

日本の場合だとそのようなところへ我々は自費で行く場合もある。日本のスキームがもう少し使いやすければと思う。

2-3. インспекション政策に関し

2-3-1. サムットプラカン汚水処理プロジェクト（タイ、ADB・JBIC）

福田：

まず、昨日 ADB・NGO 協議会があり、プレゼンテーションを行ったが、ADB のプロジェクト担当者が来なかったためあまり議論にならなかったことを報告したい。

サムットプラカン・プロジェクトは、タイのチャオプラヤ川河口で現在建設が進んでいるかなり大規模な汚水処理プロジェクトである。建設が行われている場所はタイにおいて養殖で有名な漁村であり、プロジェクトの実施に対して住民から強い批判がある。このプロジェクトに対し、ADB は 2 億 3000 万ドルを、JBIC(当時 OECF)は 70 億円の融資を行っている。様々な環境問題が指摘され、またそもそも環境アセスメントが行われていなかったのではないかと指摘もされている。

実際にプロジェクトの影響を受ける住民が ADB の政策・手続き違反についてインスペクションを申請している。実施が理事会で認められれば、リストから専門家が選ばれ、調査が行われる。ADB のインスペクション政策が施行されて初めてのインスペクションの実施が 2001 年 7 月にこのプロジェクトに対し決定された。しかし、その後の経過には落胆している。地域住民は、プロジェクトの問題点に対処するよう、ADB に様々な形で求めて来たが、きちんとした対応がなされないし、プロジェクトも止まらない。インスペクションという最後の手段に訴えれば話を聞いてくれると考え、住民は提訴に臨んだのであろう。残念ながら、現地調査は行われぬままパネル・メンバーによる最終報告書が提出されたようだ。

2 点問題がある。まず、タイ政府がインスペクションの過程においてとった対応についてである。インスペクション政策では、パネルの現地訪問に対してタイ政府から「異義なし」を得なければならないことになっている。理事会内のインスペクション委員会(BIC)はこれを得るために様々な努力をしたが、タイ政府は現地訪問に関して様々な条件をつけた。BIC はこれをもって、タイ政府から「異義なし」が得られなかったものと判断し、12 月初めの理事会で現地訪問を行わずに最終報告書を出すようパネルに要請すると決定したと聞いている。

また、ADB の対応について、調査にあたる専門家のパネルによる中間報告書(Interim Report)が 11 月終わりに BIC に提出された。そのカバー・レターに、パネルの調査に対し、ADB が様々な点で非協力的だったとの批判があった。文書へのアクセスが認められない、スタッフとの面談が拒絶されるなどのケースがあったとのことである。これら 2 点はインスペクション政策の中で保証されていることであり、よって ADB の対応は政策に反していると考えられる。

最終的に BIC はパネルによる現地訪問を諦め、最終報告書を提出するようパネルに今月初めに求めた。報告書はすでに提出されており、今後は報告書に対するマネジメントからの回答を 30 日以内にまとめ、報告と回答に BIC の最終的な勧告をつけて理事会にかけることになる。全てのプロセスが終わるのは 3 月か 4 月になると理解している。

以上の経過を見る限り、ADB はアカウントビリティを達成するためのメカニズムであるインスペクションの実施を通じて、ADB 自身への信頼を失うような行動を取ったといわざるを得ない。ADB が市民社会からの信頼を回復するためにも、次の点が重要だと考えている。

1 点目として、タイ政府のつけた条件の内容を公開していただきたいということ。

2 点目として、理事会での検討前に、現地の人に対しても最終報告書を公開しコメントを得るべきではないかということ。中間報告書に対しても当初の調査計画に含まれていた現地調査ができなかった、また、「マニラに来てください。」とのことだが、現地の人たちにはそれ難しい。その結果、現地の意見を聞くことなく報告書が提出された。一方、ADB 事務局はパネルの報告書に対して対応策を提出する機会が与えられている。この状況は著しく不公平である。

第 3 に、インスペクションに対する ADB の非協力的な姿勢についての事実関係を明らかにしてほしい。第 4 に、これは ADB において初めてインスペクションが実施されたケースであり、次回以降これが参考にされると考えられる。すでに次のケースとしてスリランカの道路建設がファイルされていることを考えると、タイ政府がインスペクションに事実上の拒否を示したことに対するペナルティが全く与えら

れず次の融資が受けられることになれば、インスペクションに協力する国はなくなるだろう。そこで、インスペクション政策が骨抜きにならないよう、例えば次回の融資に際してインスペクションに協力するとのコミットメントをタイ政府から得るとか、融資契約において調査権について触れるなどの措置をとってはどうかと思う。その点についてどのようにお考えか。

第5に、インスペクションについて以前の定期協議で取り上げた際、サムットプラカンのインスペクション・プロセスが一通り終わってから議論したほうが良いとのことだった。そのプロセスが終結しようとしており、政策の問題点も明らかになりつつある。2件目の申請もされており、3件目4件目も準備中と聞くが、現行のインスペクションでどこまで実施するのか懸念している。インスペクション政策の改定を考え始める時期だと思うが、ADBでは現在どのようなプロセスにあるのか。

MoF 丸山：

インスペクション・パネルという独立したパネルに3人の委員がおり、彼らが成果を理事会の中のBICに報告する。BICは現在オーストラリアの理事が議長を務めており、日本はメンバーには入っていない。独立した組織であるパネルに対して理事会は意見を言いにくい。そのため、最終的な報告はきちんとしてほしいという程度のことしか伝えられなかった。タイ政府との条件については、独立した機関であるパネルが外向けには公開しないと決定した以上こちらから要求することはできない。タイ政府が出すなと言っているのかも知れないが、我々の力では如何ともし難い。

2点目についても同様である。報告書を現地住民に公開しないことはパネルの判断による。それに対し、日本を初めとする他国政府が公開を求めることはできない。現地の人に対する公開に関してそれを義務づけるようなルールになっていないため、シェア・ホルダーとはいえよほどの合理性がなければそれを破ることは言い難い。

3点目のマネジメントの非協力について、日本はBICのメンバーではないので経緯はわからないし、報告書を見ないと何とも言えない。しかし、事実であれば由々しき問題なので、パネルの報告が理事会にあがってくる際にそういう記述があれば指摘し、きちんと追求していきたい。

パネルの改善すべき点が1回目のケースで出てきたことは間違いない。インスペクション自体を見直すとの動きがADB内にも長年ある。2002年1月に動き出し、その後、レビューが行われる予定である。みなさんの意見を聞きながら我々としても積極的に意見を言うつもりである。コンサルテーションも当然あると思うので、皆さんからも直接言っていただきたい。ある程度話し合っただけで方向性を同じにした方が効果的ではないかとは考えている。我々はインスペクションをより良い制度にしたいし、様々なチャンネルを利用して働きかけたい。

今後のタイ政府への融資について、タイ政府は条件を付けただけで、ストレートに拒否したわけではない。従って、恐らく今まで通りに融資されると思う。むしろ、インスペクション政策の見直しの際にそれを考慮し、制度を変える必要があるならば変えるほうが良いのでは。ADBとしても恐らく正面からタイ政府に反対されたとは言いにくく、実際問題としてペナルティをつけることは簡単ではない。

福田：

何点か事実関係の確認をしたい。回答の最初の2点、タイ政府の条件と中間報告の公開については、私

の考えとは異なっている。私は両方とも BIC の責任であると理解している。要するに 1 点目に関してはタイ政府との交渉の問題である。2 点目に関しても、パネルは公開すべきだとカバー・レターに書いており、公開しないとの決定を行ったのは理事会のサブコミッティである BIC であると考えている。BIC の性質、あるいは理事会との関連は私にはよくわからないが、それとも少し異なる議論であると思う。

MoF 丸山：

BIC の決断かについては、私にもよくわからない。ある意味でパネルの事務局としての BIC という面もあり、私の認識が違っていただかもしれない。いずれにしろ非常にデリケートな問題であり、日本の理事室が「公開しろ」とは言いにくい。

MoF 日向：

パネルの意向を踏まえた上で決定されるのでどちらが主体かはわからないが、最終決定は BIC であると我々は聞いている。

福田：

現地の住民とマネジメントの双方の言い分を取り上げ、それを比較考慮する場は他になく、これはインスペクションというメカニズムの特徴だと思う。意思決定機関である理事会に対して、マネジメントは非常にアクセスをもっている。一方で影響を受ける住民 (affected people) が理事会に対して意見を言う機会は、総会の時に現地の人に会っていただくという機会ぐらいでほとんどない。そのような貴重な機会であるインスペクションにおいて、結局マネジメントが出したい情報だけが検討され、住民の声はどこにも反映されないまま、理事会に最終的な勧告があがってしまうというのでは、インスペクションの意味自体を損なうものではないか。BIC がきちんと手続きを守って実施した結果、報告書が公開されないとの状況になっていると理解している。しかし、インスペクションを始める段階でパネルのメンバーを誰にするか、メンバーとの TOR (Terms of Reference) をどのように行うかという段階では BIC は現地住民にドラフトを送付してコメントを受けていた。そう考えると、政策には書いていなくても、それを越えパネルの調査段階で発言の機会がなかった現地の人意見が言う機会をつくることは可能だと思う。

MoF 丸山：

その通りだと思う。だからこそ本来パネルがタイに行きヒアリングをかけるところを、タイ政府がそのような反応を起こし、ますます話が複雑となった。しかも、スタッフとの面接の拒否が本当だったならば、パネルの議論が損なわれてしまう。報告書の内容が明らかになればわかることなので、チェックすることが我々の重要な役割だと思う。

タイ側で国会で否決するよう強く要求することは難しいのか。

松本悟：

タイの動きは様々で、国会議員はこの件についてかなり理解を示している。ただ、反対決議に必要な過半数を達成できる程ではなく、拘束力のない、例えば ADB に対して見直しを求めるレターを出すことなどに対しては過半数が署名をする状況である。

また、その後フォローしていないが行政訴訟という動きもあった。つまり、タイ国内で何も行動を起こさず、ADB に全てを委ねているわけではなく、国民として持っている権利のなかで政府に対し働きかけを行っているということである。にもかかわらず、プロジェクトが止まらないという状況であることをご理解いただきたい。

さらに、ADB がきちんとしたメカニズムを機能させていないと、JBIC でのコンプライアンス・メカニズムの議論にも少なからず影響する。JBIC がインスペクション・パネルを恐い存在だと言っているように、外から見れば主権に対してかなり様々なことを言える仕組みである。にもかかわらず、問題解決、あるいはADBの政策厳守をチェックするのは難しいという事実からJBICが学ぶことは大きいと思う。

世銀がこれまでに行ってきた20件のインスペクションのうち、インドのシングラウリ石炭火力発電所は現地での調査が唯一拒否されたケースである。パネルは、現地調査を行わずに最終報告書では世銀の政策違反があったとした。その報告に基づき様々な対策がとられた。しかし、現地に行っていないためにインド政府に言いにくい点があったとのことである。つまり、パネルの指摘する問題を解決するために様々な解決策が提案されたとしても、現地と一緒にいくことができなかった相手国政府と共に解決するのは難しいということである。サムットプラカンの場合も、パネルの報告がタイ政府に対して批判的になること、ADBの政策違反を指摘することは十分あり得る。しかし、タイ政府と共にそれを解決しようするのは難しいとの問題がある。今回のケースは重要なところで躓いたとの印象がある。

MoF 丸山：

世銀でもADBでも、パネルは実態ではなく手続きを審査する。つまり、環境アセスメントなどの手続きがきちんとしたプロセスを踏んで行われているか審査し、違反の有無を最終的に理事会に報告する。違反が仮にあったとして、そこでプロジェクトの実態をどのように変えるのか変えないのかをADBや世銀が考える。プロジェクトの見直しが必要ならば行い、それをもう1度理事会で審査することになる。プロジェクト自体を修正するのならば、タイ政府とADB間のコミュニケーションがスムーズにいかなければADBとして動く余地が減ることになる。今後どのようになるかはわからないが、タイ政府にはなるべく協力していただきたいと祈るような気持ちである。

先程の話に戻るが、手続きがきちんと行われたかも重要だが、プロジェクトを修正することで住民の方がどのような影響を最終的に受けるかが最も重要な点だからである。

2-3-2. PNG (パプアニューギニア) 向け構造調整政策 (WB、JBIC)

岡崎：

この件については、12月19日に丸山さんと個別に話をさせていただいて、不本意ながらも解決したので、その報告ということになる。今後世銀のインスペクションが行われるであろう案件であるため、質問させていただきたい。

これはPNG向け構造調整融資である。構造調整融資は非常に見えにくい形の融資だと理解している。そして、森林セクターのいわゆるガバナンスの問題を含んでおりながら、この融資が違法伐採を抑制することができなかったと私は理解している。

インスペクションの申請(Request for Inspection)はCenter for Environmental Community Law and Community Guideという法律関係を扱っているNGOから、12月7日にファイルされている。21日以降にこれをインスペクションするか否かの回答が出るのではないかとのことだ。

この構造調整融資は 2000 年 5 月に 9000 万ドルで締結、2 回に分けて実行され、2 度目の実行として 12 月 15 日に 3500 万ドルが支払われた。過去 1 年以上現地の NGO ないしは住民から様々な問題が提起され、世銀などともやりとりがなされている。融資のコンディショナリティ（条件）として、財政管理、公的債務、政府の効率性改善などの問題が含まれており、その中に森林セクターの運営の改善がある。PNG は森林と鉱物資源の輸出で外貨を稼いでいるが、森林セクターは業界との癒着や腐敗構造がひどく、ガバナンスに問題があるとのことだ。

インスペクションへの申請によると、土地所有権なり森林所有権が非常に曖昧で、不法伐採が多いとのことである。そのため、新規伐採のモラトリアム（一時停止）がコンディショナリティにあり、それが融資期間中実行されていたが、11 月に PNG 政府は問題が解決していないのにこれを解除した。NGO は伐採が許可されるプロセスの透明性が全く改善されていないとしている。

2 点目は、市場が非常にルーズで、伐採から得られる政府の収入が落ちているとのことである。ロイヤリティを下げた、あるいはオーナーである住民に対する還元が非常に少ないのではないかと疑問がある。

3 点目は道路建設の問題である。これが森林伐採、特に違法伐採を助長した。つまり、道路建設によってコストが安くなるため、不法伐採が集中したとのことである。住民の損害額として、2 回目の支払いである 3500 万米ドルにほぼ匹敵する額が NGO 側の試算では上げられている。

質問は 6 つあったが、すでに個別にお話を伺っているので、今回は JBIC に関することを中心にご回答いただきたい。JBIC が協調融資をしており、世銀のディスバースメント（支払い）にリンクしているが、その JBIC からの支払いはどのように行われるのかということである。

MoF 山崎：

JBIC の協調融資の支払い条件は、世銀の支払いが実行された時に同様に行うということである。世銀が 12 月 20 日付けで支払いを決定したため、それを受け JBIC も本日付で支払いを実行した。全体が 53 億 5000 万円である。最初のディスバースでこのうち半分の 26 億 7500 万円を、今回その残りをディスバースしたことになる。

岡崎：

それは全額融資されたということか。どのような支払いで何ステップ目か。

MoF 山崎：

全体の融資額が 53 億 5000 万円である。このうち世銀融資の 1 度目の実行時に半分、本日付で残額 26 億 7500 万円を実行した。

岡崎：

世銀が融資の際につけているコンディショナリティは、JBIC との契約の中ではどのように付けられているのか、あるいは支払いだけがリンクしているのか。

MoF 山崎 :

特にない。ディスパースの時期についてだけ、世銀のディスパースと連動するということが明記されている。

MoF 丸山 :

理事会に 2 回目のディスパースの実行について「異議なし」と伝えた旨、先日岡崎さんに伝えた。数あるコンディショナリティのうち、問題となっていたのは 2 つだけであり、その 2 つについては「異議なし」としたわけである。岡崎さんから問題提起されたのは、その 2 つ以外のすでにコンディショナリティが満たされているとされている点についてだった。ただ、事務局が満たされているといっても、事実としてそれが満たされていないのであれば大問題である。そこで、事務局がコンディショナリティが満たされたとしている件につき、理事室を通じもう一度確認した結果が以下のとおりである。

3 点あるが、まず最も問題となるのが森林管理協定のレビュー、つまり、新規伐採を停止してこれまでのプロジェクトをレビューすべきではないかとの条件である。これについては新規伐採許可証の発行を停止し、すでに実施された 32 件のプロジェクトについてレビューしているとのことである。その結果、20 件は中止すべき事業、残りの 12 件については一部もしくは大幅な修正を行い、再度レビューを行うことを前提として、実行が可能との立場である。事務局の説明によれば、伐採の許可については、レビュー完了後の新規伐採であり、ロイヤルティの引き下げも行っていないとのことである。

続いて、道路建設についてはご指摘のとおりである。世銀のレビューの結果、適切な手続きを踏んでいない中断すべき事業だと判断している。そのため、法的なオプションも含めて対処することになっている。

森林法についても、森林委員会の情報公開など様々な改正が今年 7 月に実施されている。事務局の説明がそのとおりであれば問題ないが、インスペクションの手続きが行われようとしているだけに、事実と異なるということならば問題である。もし、明らかな証拠をお持ちであれば、おっしゃっていただきたい。

岡崎 :

道路の建設を中止するということが、何らかの法的なアクションはとられたのか。現地の NGO に聞いたところでは、いまだに建設が続いているということだが。

MoF 丸山 :

訴訟にまで持ち込んでいることは間違いない。

MoF :

サムットプラカンと若干違うところは、世銀の資金で道路建設が行われているわけではないということである。道路建設中止のための法的なアクションには時間がかかるため、すぐに建設が中断ということにはならない。また、伐採権の停止については、今 PNG 政府が伐採権を持つ企業と裁判で争っているとのことである。なお、この構造調整がなければ、森林セクターの改善は更に遅れたことも考えられ、案件を進めることによって改革を進めていくという側面がある。

岡崎：

構造調整プログラム融資のコンディショナリティは評価できる。しかし、森林セクターのガバナンスについてはあまり向上が見られない。

MoF 丸山：

そうはいつでもバイでは内政干渉となるので、実際に汚職をなくすのは難しい。

川上：

インドネシアのことでもお話しているが、実際になくすのは難しい、バイでは内政干渉になるということでは、お金を出している側としては納得できない。

MoF 丸山：

日本が借入国側のお金の使われた方を追い、そこで汚職があれば指摘できるが、一般的に「汚職がある」と言われているだけでは指摘できない。

川上：

単なる噂ではなく一般的に「汚職がある」ならば何らかの対処をしてほしい。汚職の指摘が内政干渉にならないメカニズムが何か考えられるのでは。

岡崎：

トランスペアレンシー・インターナショナル(TI: Transparency International)という NGO が OECD の贈賄防止条約など、汚職監視の分野で世銀や OECD と協働している。日本政府としても彼らと協働できないか。

3. プロジェクトに関する情報交換

3-1. サハリン II・PhaseII 石油開発案件(EBRD、JBIC)

岡崎：

この問題について最も積極的に取り組んでいるのはパシフィック・エンバイロメントであり、そこがパシフィック・ウォッチをサポートしている。フェーズ・の時は融資決定後環境が問題となり、取り上げるのが時期遅れになってしまい効果が薄かった。そのため、今回は早めに関与したいと考えている。

このプロジェクトは石油および天然ガスのパイプラインをひくというものである。フェーズ・は流氷によって凍結するため6ヶ月間しか操業ができない。フェーズ・では、12ヶ月間操業できるように800キロのパイプラインをひくことになっている。9月にサハリンに行った時から、様々な人が騒いでいる。しかし、住民にはパイプラインがどこをどのように通るのか、天然ガスの処理工場がどのようになるのかわからない。マラソン(Marathon Sakhalin Limited 37.5%) シェル(Shell Sakhalin Holdings B.V. 25%)などのヨーロッパの資本が投資をしているサハリン・エナジー社(Sakhalin Energy Investment Company Ltd.)は情報開示を全くしてくれない。

フェーズ・の時は EBRD (欧州復興開発銀行) とアメリカの OPIC (海外民間投資公社)、輸銀との協

調融資であったので、EBRD が環境アセスを主導的に行った。前回はプロジェクト終了後、情報が開示されたので、今回は EIA（環境影響評価）を事前に開示するようお願いしたい。

JBIC に問い合わせても、まだ審査段階にないと教えていただけない。これについて何か情報をお持ちか。

MoF 丸山：

EBRD からの情報では、企業とのコンタクトは続けているが、プロジェクト全体のスケッチはまだ全くこなれていないとのことである。現在は、スポンサーをする可能性のある企業の状況などをみているところであり、環境については全く話されていない。このような段階では、我々としても何か行動を起こすことはできない。プロジェクトに対する NGO の懸念は理事会に伝える。また、今後のプロセスでは情報公開、NGO とのコンサルテーションをきちんとするよう伝えておく。財務省としては、責任を持って問題意識を持ち続けたい。

MOF 山崎：

これは JBIC のなかでも ODA ではなく投資金融。つまり商業ベースであり、融資先も民間企業である。その場合の融資判断は JBIC が個別に行っており、財務省がそこに関わることは基本的にはない。JBIC に聞いても教えてくれないとのことだったが、そのようなことはないと思う。EIA については、ロシアの国内法に基づき住民への説明のため 11 月にサハリンの 15 箇所の図書館において公開したと聞いている。公聴会を踏まえ、2 月頃にロシアに提出される予定である。

岡崎：

JBIC に対しては「ロシア政府から融資の申請があったか」と質問しているため、「ない」との回答が返ってくるのだろう。しかし、申請前に EIA などが実施されることを考えると、それ以前にプロジェクトについて知りたい。その場合、どのように聞けば良いのか。

MoF 山崎：

環境社会開発室あるいは担当者レベルに聞いていただければと思う。

3-2. セボンプロジェクトへの融資問題（IFC）

福田：

IFC（国際金融公社）のプロジェクトであり、承認は 1 月 14 日の理事会だとの情報を得ている。鉱山開発は大規模な社会環境影響を与えるが、ラオスという国の現状を考えると、IFC で定められたガイドラインに基づききちんとプロジェクトが実施できるか疑問である。さらに世銀グループによる Extractive Industry Review が進行中であることも鑑み、プロジェクトへの融資について慎重な検討を要請する。

MoF 丸山：

理事会は 2 月中旬に延期されている。理事会は基本的に早めに設定するため、延期はよくあること。しかし、プロジェクトの詳細は不明である。

Oxfam から IFC 長官に対しレターが出ている。懸念点は鉱山で使用する青酸カリの安全性についてで

ある。しかし、現在の世界の技術では青酸カリを使わざるを得ない。また、実際世界中の鉱山で使用されている。従って、青酸カリの取り扱いについてのトレーニングを職員に対して行うより方法がないと考えている。メコン川への汚染については、すべてプラント内で処理されるので問題ないとされている。森林伐採については、プロジェクト地域外ではない、また周辺地域では生物多様性に関するプロジェクトを実施しているとのことである。

EIA についてはサマリーをウェブ上で公開している。

松本悟：

投資企業は 20MW の電力を必要としているとのことだが、当然そこにはないのでいずれ発電プロジェクトが実施されると思う。これも含め、このプロジェクトを見ていただきたい。

3-3. JBIC の国際金融業務への関与のタイミング ヒンクルート石炭火力発電所

松本悟：

特に投資金融の場合、JBIC は EIA の準備などの段階から関与している。しかし、その段階で JBIC に問い合わせると、「この案件は審査に入っていないので、何も回答できない」と言われ、事前の情報収集に苦労する。何をもちて JBIC は案件が「審査段階にある」と言っているのか。審査に入らず、門前払いすることもあるのか。また、政策的な要件や財務省的な要件などがあれば教えていただきたい。

MOF 山崎：

これも ODA ではなく投資金融である。つまり、財務省として、この案件を承認したり許可したりすることはなく、融資判断は JBIC の責任による。ただし、問題がある時に監督権をもとに財務省が JBIC に対して指導をすることはできるということになる。しかし、通常は審査に入るとの報告はいちいち受けない。財務省と JBIC との関係でいえば、融資の決定前に情報が入ればそれで良いと考えている。そもそも何をもちて審査に入ったと言うかは難しい。審査において社会的環境的問題が明らかとなり、融資が行われないこともあるだろう。ヒンクルットについては、すぐにでも融資ということにはならない。申請があっても、相手企業の債務の状況が悪ければ融資対象とはなり得ない。そのような場合には、審査に入る前にお断りする。従って、審査という言葉にあまりこだわる必要はないと思うが。

松本悟：

言葉にこだわっているのは JBIC である。こちらから質問をすると、審査段階に入っていないため質問には答えられないと回答される。米輸銀のように、事前に情報公開できないのか。

MoF 山崎：

相手のある話しであり、情報開示は融資決定後である。

松本悟：

ヒンクルットについて、現在得られる情報からは、JBIC がさらに関わろうとしているのか、門前払いしようとしているのかとのサインを読み取ることはできない。形式要件が揃っていないとの理由以外で門前払いすることもあるのか。

MoF 山崎：

私が審査をしているわけではないので何とも言えないが、明らかに財務省からストップがかかるような、問題のあるプロジェクトを審査することあり得ないと思う。

福田：

投資金融の審査においては、出資企業の経営状況も審査の対象になるのか。

MoF 山崎：

銀行の融資なので、当然重要なファクターとなると思う。

3-4. ソンドゥ・ミリウ水力発電プロジェクト（ケニア）

松本郁：

ケニアのソンドゥ・ミリウ・プロジェクトに対し外務副大臣が 10 月に条件付で融資を行う旨を在日ケニア大使に伝えている。12 月 14 日の技術委員会（Technical Committee）があり、NGO は今までこのような主張を行ってきたとのレターを提出した。内容は、社会環境問題がきちんと行われているかのモニター/汚職監視機構をきちんとつくってほしい、全員が合意できるようなエキスパートに技術委員会の代表になってほしい等というもの。これはどのように取り扱われることになったのか。また、これまで、NGO メンバーの技術委員会へのオブザーバー参加は委任状があっても認められることはなかったが、12 月 14 日には政府側の人間でアフリカ・ウォーター・ネットワークの代表を務めているアレモ氏が技術委員会に出席し、発言まで認められている。しかも、彼は NGO のレターが正式なものとして認められないという、会議を振り回すような発言までして委員会を混乱させている。

続いて、資料を見直して気づいた点を述べる。これまでの JBIC の説明によると、地域住民は土地に対して現金の補償を全世帯が希望しているとのことだった。しかし、1994 年に RPS International、世銀によって行われた追加調査によると、土地に対して土地での補償を希望している人が 28%、土地に対する補償については半分以上が希望している。しかし、これらの土地は現在のところ全く用意されておらず、現金での補償が全員に対して進められている。土地を希望していたが、準備された土地が遠かったために、やむなく土地を売った人もいる。必要な方が土地を入手できる補償が必要である。

また移転計画書によると、小学校 2 校、中学校 1 校、教会 1 つと 164 世帯の移転費用として 62,967,266（約 9571 万円）が必要となっている。しかし、実際には 2 億 5700 万円と 3 倍以上の費用がかかっている。これは計画書が 6 年前の数字だったとはいえ高すぎるので、本件に関して汚職の疑いがあるのではないか。

このように対策のないまま新たな融資を行って良いのか。地元住民、NGO の要請、ケニアの電力公社の財政状況など、第 2 期目の融資に関しご検討いただきたい。

MOF 山崎：

先週金曜日に開催された技術委員会の報告はまだ入手できていない。技術委員会の合意はコンセンサスでなければならないことになっているが、プロジェクトを進めることについての合意がとれるかどうかはまだ確認できていない。

松本郁：

NGO としては、なぜプロジェクトの合意を先にとろうとするのかとの疑問もある。まず合意を先にとり、その後どのように実施するのか。彼の情報では、NGO の声はケニア電力公社の人に消されてしまったということだが。

MOF 山崎：

その NGO の方が技術委員会の中で合意に反対したのであれば、コンセンサスがあったとは言えないだろう。技術委員会が民主的に運営されていないという御指摘ならば、今後文書等でお知らせいただきたい。

松本郁：

ペーパーがきちんと議論される機会がなかったとのことである。引き続き取り上げていきたいので、またお願いしたい。

以上

(記録担当：竹内、倉戸)